

(仮称) 流山市安心安全なまちづくりの推進に関する条例 (素案)

(目的)

第 1 条 この条例は、安心安全なまちづくりを推進するため基本理念を定め、並びに市、市民等、自治会等、事業者及び関係機関の責務を明らかにするとともに、安心安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民が安心して生活することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(趣旨)

この条例の目的を規定しています。

目的の中では、市民等の権利を制限し、義務を課す内容の規制条例ではなく、安心安全なまちづくりを推進するための基本理念を定めた理念条例として規定しています。

併せて市、市民等、自治会等、事業者及び関係機関の責任と義務を明確にして、安心安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民が安心して生活することができる地域社会の構築を目的としています。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 安心安全なまちづくり 犯罪の機会を減少させるための環境の整備並びに市民等、自治会等、事業者及び関係機関による犯罪の防止のための自主的な活動をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- (3) 自治会等 自治会その他の市内において地域的な共同活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関 市の区域を管轄する警察署、市内の公共施設を管理する行政機関その他市内において主として防犯活動を行う公共的団体をいう。

(趣 旨)

この条例の重要な用語の意義を明確にしたものです。

ア 安心安全なまちづくりとは、犯罪の発生を事前に防止するため、「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例に基づく各指針」に基づき住宅、道路、公園、学校等の施設の防犯対策を講じるとともに、市民等、自治会等及び事業者による犯罪の防止のための自主的な活動を行うことをいいます。

イ 市民等とは、市内に居住、勤務、在学、又は滞在するすべての者をいいます。

ウ 自治会等とは、自治会やその他の市内において地域的な共同活動を行う団体をいいます。

エ 事業者とは、市内で事業活動を行う者をいいます。

オ 関係機関とは、流山警察署、市内の公共施設を管理する行政機関その他市内において主として防犯活動を行う公共的団体をいいます。

(基本理念)

第 3 条 安心安全なまちづくりは、自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成の必要性が認識されることを旨として、行われなければならない。

2 安心安全なまちづくりは、その構成要素である犯罪の機会を減少させるための環境の整備と市民等、自治会等、事業所及び関係機関による犯罪の防止のための自主的な活動とが一体的かつ有機的に実施されるべきことを旨として、行われなければならない。

3 安心安全なまちづくりは、基本的人権を不当に侵害しないよう配慮されるべきことを旨として、行われなければならない。

4 安心安全なまちづくりは、市、市民等、自治会等、事業者及び関係機関がそれぞれの役割の適切な分担の下に協働すべきことを旨として、行われなければならない。

(趣旨)

この条例の基本理念を規定しています。

- ア 市民一人ひとりが治安の確保は、誰かが守ってくれるという他人に依存するのではなく、自立と相互扶助の精神に基づき、自らの生命、身体、財産は自ら守るという自主自立の精神を基本としています。
- イ 犯罪の機会を減少させるための環境の整備を市、市民等、自治会等、事業者及び関係機関がそれぞれの責任と義務を果たし、犯罪の防止のための自主的な活動が一体的、かつ有機的に実施されるべきこと規定しています。
- ウ 自治会に入っていない者を除外したり、防犯活動に参加しない者を非難・攻撃したり、地域住民等による人権侵害があってはならないことを規定しています。

(市の責務)

- 第4条** 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、安心安全なまちづくりに関する総合的な施策を定め、及び実施するよう努めなければならない。
- 2 市は、前項の規定により施策を定め、及び実施するに当たっては、市民等、自治会等、事業者及び関係機関の意見を積極的に反映するよう努めなければならない。
 - 3 市は、市民等、自治会等、事業者及び関係機関が行う犯罪の防止のための自主的な活動を尊重するとともに、必要な支援を行うよう努めなければならない。
 - 4 市は、安心安全なまちづくりを推進するため、常に国及び県その他の公共団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(趣旨)

市の責務として

- ア 安心安全なまちづくりの推進のため、基本理念に基づき市が必要な施策を策定し、実施することを規定しています。
- イ 施策の策定及び実施に当たっては、市民等、自治会等、事業者及び関係機関の意見を積極的に取り入れます。

ウ 市民等、自治会等、事業者が行う犯罪の防止のための自主的な活動（防犯パトロール等）に対し、必要な支援を行います。

エ 安心安全なまちづくりの推進のため、常に国及び県、その他公共団体と密接な連携を図ることを規定しています。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念に基づき、安心安全なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 市民等は、安心安全なまちづくりについての理解を深め、自ら犯罪の被害者とならないよう努めるものとする。

3 市民等は、地域における犯罪を誘発する機会を減少させるよう、努めるものとする。

4 市民等は、市が実施する安心安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（趣旨）

市民等の責務について

ア 自らの安全の確保に努めることが挙げられます。

市民等は、日常生活において、「空き巣」「ひったくり」「車上狙い」などの被害者にならぬよう、自衛策を講ずることを挙げています。

イ 具体的には、「玄関施錠等を二重にする」「ひったくり防止網を自転車の籠に付ける」「ハンドバックを車道側に掛けて歩かない」などがあります。

ウ 市民一人ひとりが、犯罪に対する危機意識を持ち、簡単な自衛策を取ることによりかなりの犯罪発生の減少が図られます。

エ 自己防衛に合わせ、地域でも行う犯罪の防止活動である防犯パトロールなどにも積極的に参加を促しています。

オ 市が実施する安心安全なまちづくりの施策へ協力を求めています。

(自治会等の責務)

第 6 条 自治会等は、基本理念に基づき、安心安全なまちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 自治会等は、市が実施する安心安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(趣旨)

自治会等の責務について

ア 安心安全なまちづくりを推進する上で、自治会及び学校等を中心とした防犯パトロール隊の活動が行われています。今後、さらに、防犯パトロール隊の結成及び活動の継続が積極的に図られることを期待するものです。

イ 市が実施する安心安全なまちづくりの施策へ協力を求めています。

(事業者の責務)

第 7 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、地域社会の一員として安心安全なまちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、安心安全なまちづくりについての理解を深め、犯罪の防止に配慮した事業所、店舗等を整備することその他の安心安全なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する安心安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(趣旨)

事業者の責務について

ア 市民等と同様に自ら安全の確保に努めるとともに、地域社会の一員として地域で行う諸活動に積極的に参加することを求めています。

イ 市民等と同様に自ら安全の確保に努めるとともに、店舗の「事務所荒らし」や駐車場での「車上狙い」など、防犯対策をはじめとした事業全般に当たる防犯対策への取り組みを求めています。

ウ 市が実施する安心安全なまちづくりの施策へ協力を求めています。

(土地等の所有者等の責務)

第 8 条 市内に存する土地又は建物(以下「土地等」という。)を所有し、占有し、又は管理する者(以下「所有者等」という。)は、犯罪を誘発する機会を減少させるため、その土地等について適切な管理に努めなければならない。

2 土地等の所有者等は、市が実施する安心安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(趣旨)

土地及び建物の管理について

ア 空き家等に不審者等が侵入したり、非行グループ等の溜り場となるなどの、犯罪発生の誘発する機会を減少させるため、土地又は建物の所有者や占有者又は、管理者に対し犯罪の発生しにくいような適切な管理を求めています。

イ 市が実施する安心安全なまちづくりの施策へ協力を求めています。

(公共施設等の整備等)

第 9 条 市は、この条例の目的を達成するため、道路、公園その他の公共施設の整備及び管理に当たっては、犯罪を誘発する機会を減少させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(趣旨)

公共施設等の整備及び管理について

ア 犯罪発生の誘発を防止するため、千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例(平成16年千葉県条例第4号)第16条第1項の規定により、「犯罪防止に配慮した道路、公園駐車場及び駐輪場の構造及び設備に関する指針」に基づき、道路の見通しや防犯灯の照度を確保したり、公園の遊具は、極力死角を作らないように配

置するなど安全対策が必要となってきます。

(情報の提供)

第 10 条 市は、安心安全なまちづくりに関し、必要な情報を市民等、自治会等、事業者及び関係機関に提供するものとする。

(趣旨)

情報の提供(共有)について

ア 安心安全なまちづくりの推進をするうえで、警察署等から犯罪発生や不審者情報の提供を受けたとき、その情報を市民等、自治会等、事業者及び関係機関と共有することで、犯罪発生を未然に防止することが図られるもので、提供方法として、市広報、ホームページ、安心メールなどで行います。

(支援及び育成)

第 11 条 市は、安心安全なまちづくりの推進を図るため市民等、自治会等、事業者及び土地等の所有者等の自主的な活動及び組織づくりに対し支援を行うものとする。

2 市は、次条の規定により指定された推進地区における安心安全なまちづくりの取組に対し積極的に支援を行うものとする。

3 市は、安心安全なまちづくりを支える人材の育成に努めなければならない。

(趣旨)

安心安全なまちづくりへの活動支援と人材育成について

ア 安心安全なまちづくりの推進をするうえで、市民等、自治会等、事業者及び土地等の所有者等が、自主的な活動に対し市が積極的に支援すること。また、次条の安心安全なまちづくり推進地区を指定した時も同様に支援することを挙げています。

イ 安心安全なまちづくりを支える防犯アドバイザー等の人材の育成を図って行きます。

(推進地区の指定)

第 1 2 条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、安心安全なまちづくり推進地区（以下「推進地区」という。）を指定することができる。

2 市長は、推進地区を指定しようとするときは、警察署の長と協議するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、推進地区の指定を変更し、又は解除することができる。

4 第 2 項の規定は、前項の規定による推進地区の指定の変更又は解除について、準用する。

(趣 旨)

安心安全なまちづくり推進地区の指定について

ア 自治会等の活発な活動に支えられ、本市の犯罪件数は減少傾向にあります。依然として犯罪の発生が多く、治安等が著しく悪化している地区も存在することから、市は、警察署長と協議し、安心安全なまちづくり推進地区を市長が指定し、地域での防犯講座や防犯パトロール隊設立の助言等を行い、自主的な防犯活動を促します。

なお、推進地区を指定した場合は、第 1 1 条により防犯活動への支援を行います。

イ 推進地区を指定し、変更又は解除を行う手続きは、指定行為と同様に取り扱うことを規定しています。

なお、手続きについては規則で別に定めます。

(指 導 及 び 勸 告)

第 1 3 条 市長は、土地等が長期間の放置により防犯上、是正が必要な状態にあると認めるときは、当該土地等の所有者等に適切な管理を行うよう指導又は勧告することができる。

(趣 旨)

土地等の適切な管理の指導及び勧告について

条例第 8 条で規定する土地等の所有者等が、犯罪が発生しにくい適正な管理に努めることなく防犯上、是正を必要とするときに、市長が、当該所有者等へ適切な管理を促すため、行政指導としての指導又は勧

告を行うことを規定しています。

なお、土地等の適切な管理の基準について別に定めます。

(協議会の設置)

第 1 4 条 市は、安心安全なまちづくりに関する基本的事項について協議するため、流山市安心安全なまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、市民等、自治会等、事業者及び関係機関の代表者、12人以内で組織し、市長が委員を任命する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか協議会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(趣旨)

流山市安心安全なまちづくり推進協議会の設置について

ア 安心安全なまちづくりの推進に関する基本的事項を協議する機関として「流山市安心安全なまちづくり推進協議会」を設置するものです。

イ 推進協議会委員は、市民等、自治会等、事業者及び関係機関の代表者12人以内で構成します。

ウ 委員任期は2年とし、委員が交代等した場合、前任者の残任期間とし、また、任期満了後の再任を妨げないこととしています。

エ 推進協議会の組織や運営の細部は規則で定めます。

(委任)

第 1 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

委任について

この条例の施行に当たって、第12条の推進地区の指定及び第13条の勧告の手続きについて規則で定めるものです。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(趣旨)

条例制定の周知期間として3か月を設け、条例施行を平成20年1月1日としました。